

## 鳥獣保護管理のあり方検討小委員会において議論すべき項目について

〔※以下は、第1回、第2回委員会及び現地調査における委員の主な意見等を整理したもの。〕

**(1) 鳥獣の保護管理を担う法律として、鳥獣保護法はどうあるべきか。**

- ・「捕獲規制」による鳥獣の保護という考え方に、「管理(マネジメント)」の視点を加える必要。
- ・生物多様性国家戦略の記載内容も踏まえ、希少種、普通種も含めた多様性の保全、科学的・計画的なモニタリングなど対策が不十分な事項への対応が重要。
- ・個体数の増加に伴い問題が生じている鳥獣については、捕獲だけでは課題は解決できず、生息地管理や被害防除を含めた「管理」が必要。
- ・特定計画3つの柱をバランスよく行うための規制改革が必要。
- ・特定計画が十分に機能していないのは、個体数管理がまっとうに実施できていないため。対策が個体数調整に偏っているとの意見があるが、特に生息地管理、被害防除が人材不足で対応不十分であるということ。
- ・現在は捕獲規制に重きが置かれているが、鳥獣の生息環境保全という視点に一層留意することが必要(生息環境保全のための捕獲という考え方)。
- ・学術研究のための捕獲は、他の捕獲許可とは別の仕組みとすべき。

**(2) 鳥獣保護管理の責任・役割分担と関係機関の連携はどうあるべきか。**

- ・鳥獣保護法における国、都道府県、市町村の位置付けを明確にすべき(特に、個体数調整と有害鳥獣捕獲における国、自治体の責任と役割分担)。
- ・地域の鳥獣保護管理を前進させるために、複数の省庁にまたがる制度の整合や省庁間の連携について議論すべき(鳥獣被害防止特措法との連携を強化する枠組みが必要)。
- ・鳥獣被害防止特措法は市町村を支援する仕組みだが、都道府県が主体的に被害防止等の対策を講じていく仕組みが必要。
- ・広域連携への国の関与(国による広域計画の策定等)について議論すべき。

**(3) 鳥獣保護管理における公的な捕獲のあり方はどうあるべきか。**

- ・公共目的の捕獲と、私的な目的の捕獲とは、果たすべき義務や制限が異なるべき。今は公共目的の捕獲ための仕組みが不十分。

- ・狩猟に公的サービスとしての目的が生じてきたということであれば、抜本的な法改正が必要。
- ・持続的な鳥獣保護管理の面からは、狩猟者を増やすことだけを考えていくことで良いかは疑問。
- ・公的捕獲の担い手として、「業」として鳥獣捕獲を行う者に力点を置いた議論・制度設計(規制緩和)が必要。
- ・国立公園や鳥獣保護区等の「保護地域」における捕獲のあり方についても根本的な見直しが必要。
- ・公的な捕獲として、安全かつ適切な捕獲をコストをかけて実施すべき。また、コストに見合った成果が上がっているかについても評価が必要。
- ・日本の自然環境が激変しつつあること、自然環境保全のために個体数調整が必要な場合があることを一般の方に理解してもらうことが必要。

#### (4) より効果的な捕獲の促進に向けて、どのような制度改革が必要か。

- ・住民の減少や高齢化が進んだ農村地域等では、生息環境管理等は困難な状況にあるため、個体数の管理を重点的に行うことが重要。
- ・これまで以上に捕獲を推進するためには、現行制度では対応できないことまで踏み込んだ議論が必要。
- ・安定的に質の高い捕獲の担い手を確保するための制度が必要。
- ・安全かつ適切に捕獲を進めるためには、コスト面も含めた議論が重要。

#### (5) 地域で鳥獣保護管理をすすめる者の確保・配置が必要ではないか。

- ・特定計画制度を導入した際、科学的・計画的な管理を行うため鳥獣保護管理を行うマネージャーの必要性について議論。しかしながら、都道府県には鳥獣保護管理を行うマネージャーがほとんど配置されておらず、人材の確保が課題。
- ・「業」として鳥獣捕獲を行う事業者が、地域の捕獲コーディネーターとしての役割を果たすことも重要。